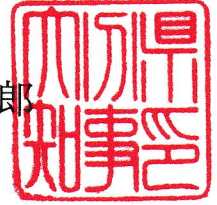


土企第 2-547 号  
令和 6年 2月 6日

(株) 和高組

高橋 貴洋 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎



一般 建設業の許可について（通知）

令和 6年 1月 17日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許可番号	大分県知事 許可（般一 5）第 13629号
許可の有効期間	令和 6年 3月 31日から 令和 11年 3月 30日まで
建設業の種類	
土木工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 11年 2月 28日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)